

豊川精三青森県環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長

定刻となりましたので青森、岩手県境不法投棄事案に係る合同検討会議を開催します。報道機関及び傍聴されている皆様方には、会議の円滑な進行にご協力くださるよう予めお願い申し上げます。

なお会議終了後、委員長、副委員長、両県の部長、記者会見の時間をもちたいと思います。

それでは開会に当たりまして、青森県環境生活部長からご挨拶申し上げます。

前田みき青森県環境生活部長

青森県環境生活部長の前田でございます。

委員各位におかれましては、本委員会の委員就任をご快諾いただきまして、また、大変お忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

委員 10 名の方たちは専門の先生方の他に、両二戸、田子の首長さん、住民代表の方、そして環境省からは、遠方のところ環境省の産業廃棄物適正処理推進室長の粕谷様、国立環境研究所の適正処理技術研究開発室長の川本様にもおいでいただきまして、この会議を開催することができましたことを感謝申し上げます。

この事件は皆様ご承知のとおり、青森県と岩手県に 2 県に跨っていること、全国最大規模の不法投棄事件であること、不法投棄された廃棄物は首都圏の廃棄物が多いことなど、極めて特異な事例であることと考えております。

事件発覚から 2 ヶ年あまり経過しておりますが、両県においては現場の実態調査や原因者に対する撤去等を指示してきたところです。

しかしながら現場には、未だ多量な廃棄物が残されておりまして、周辺への汚染拡散が心配になる、地域住民の方々には大きな不安感を残したまま時間が経過しておりました。

このような状況におきまして今年 4 月 25 日の岩手・青森両県の合同連絡会議での了承を経て本日の、この合同検討委員会の設置となったわけであります。

本日は、本事案の早期解決により住民の皆様方の不安を一日でも早く解消するためにも、委員各位のそれぞれの専門的な立場からのご指導を賜ればとお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

豊川精三青森県環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長

それでは初めに本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず資料 1 でございます。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会設置要領が資料 1 となります。

青森・岩手県境不法投棄事件の概要と対応状況が資料2でございます。

県境不法投棄事案の原状回復措置検討について、これが資料3となります。

汚染の除去と汚染拡散防止対策（技術面）でございますが、これが資料4となります。

同じく社会面として資料5となります。

それから排出事業者の責任追及について、これが資料6となっております。

費用財源補填方法について、これが資料7となっております。

あと参考資料といたしまして、欠席委員からの意見等、

それからカラーコピーの2枚綴りのものを配布しております。

不足資料がございましたら事務局までお知らせくださるようよろしくお願いいたします。

次に本日ご出席の委員の方々をご紹介しますいただきます。

岩手大学人文社会科学部講師笹尾委員でございます。

株式会社三菱総合研究所研究理事の佐々木委員でございます。

弁護士の田村委員でございます。

北海道大学教授の古市委員でございます。

岩手県立大学教授の南委員でございます。

二戸市長の小原委員でございます。田子町長の中村委員でございます。

環境省産業廃棄物課適正処理推進室長の粕谷委員でございます。

国立環境研究所循環型社会形成推進廃棄物研究センター適正処理技術研究開発室長の川本委員でございます。

田子町民代表の中村委員でございます。

次に県側出席者をご紹介しますいただきます。

岩手県環境生活部長の時澤正でございます。

同じく次長の主濱了でございます。

資源循環推進課長の築田幸でございます。

青森県環境生活部長の前田みきでございます。

同じく次長の福永憲二でございます。

環境政策課長の鎌田啓一でございます。

それでは議事に入ります。

本来であれば委員長が議長を務めるところでございますが、本日は第一回目の委員会のため委員長が選任されておりません。

従いまして委員長が選任までの間、青森県環境生活部長が進行を務めますことをご了承願います。

それではお願いします。

前田みき青森県環境生活部長

それでは委員長選任までの間、進行役を務めさせていただきます。

それでは、議題1の委員会設置要領一部改正案について説明をさせます。

鎌田課長お願いします。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

まず資料1の青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会設置要領について、主な条項についてご説明申し上げます。

まず趣旨でございますが、この委員会は両県が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報の交換及び対応策の検討などを行うためにこの委員会を設置するということでございます。

所掌事務については、調査に関することあるいは対応策に関することでございます。

第三に委員は両県知事が委嘱する。

第四に委員長は委員の互選による。

副委員長は委員長が選任する。

それから委員長は会議の議長を務めます。

それから副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、

または委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

この文章は本県のいろんな条例の中から、こういう一般的な書き方として副委員長が委員長の代理ができるという条項にしております。

委員の任期は2年とする。

第六に非常に申し訳ございませんが委員会は両県知事が招集するの「しょう」の字が間違っておりました。

大変申し訳ございません。

招くという字に訂正していただきたいと思っております。

それから第七で委員会に部会を置くことができる。

先般の4月25日の連絡合同会議で、社会面あるいは技術面について必要に応じて部会を置いて専門的に詳細に検討することができるということでございますので委員会に部会を置くことができるということにしております。

第八でございますが委員長は必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができるという内容になっております。

附則でございますが、この要領は本日をもって施行するという具合にしたいと思っております。

以上でございます。

前田みき 青森県環境生活部長

これにつきまして何かございませんか。

それでは設置要領、そういった形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に議題2の委員長選任の件ですが設置要領第4第1項の規定によりますと委員長は各委員の互選によることとなっております。

各委員からのご推薦をお願ひしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

小原豊明委員

はい。

前田みき 青森県環境生活部長

小原委員どうぞ。

小原豊明委員

香川県の豊島の産廃処理にも大変お詳しい南先生が適任かと思ひます。

前田みき 青森県環境生活部長

ただいま小原委員から南委員の委員長への推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

全委員 異議無し。

前田みき 青森県環境生活部長

異議無しの声のようでございますので

恐れ入ります南委員、委員長をよろしくお願ひします。

南博方委員長

僭越ですけれども謹んでお受けいたします。

前田みき青森県環境生活部長

それでは以降の議事進行は南委員長にお願いすることにいたします。  
どうぞ席をお移りいただきますようお願いいたします。

南博方委員長

ただいま互選いただきました私、南でございます。

もう既に年齢的には廃棄物になりかけておりますけれども、このように再使用といえますか「リユース」をしていただきまして大変、光栄に存じております。

私の力の限り誠心誠意、委員長職を務めさせていただきたいと思っておりますので是非とも皆様よろしくご協力ご支援のほどお願い申し上げます。

副委員長選任の件ですが設置要領第4第2項の規定によりますと委員長が選任するということになっております。

本事案の検討にあたりましては、技術的な側面を踏まえましたが総合的な議論が必要となると考えておりますので廃棄物処理対策に係る第一人者である古市委員にお願いしたいと思っております。

古市委員お願いできますでしょうか。

古市徹副委員長

はい。

南博方委員長

よろしくお願ひいたします。

古市徹副委員長

若輩ではございますけれどもご指名でありますので謹んでお受けいたします。

南博方委員長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして現時点では、まだ二戸住民の代表の委員の方が選任されておりませんので、住民の方から意見を聞く必要がございます。

要領第8に基づきまして二戸市の現場周辺住民である切明畑金蔵様にご出席いただきたいと思います。

切明畑さんよろしく願いいたします。

それでは初めに議題（3）の①の本事件の概要とこれまでの両県の対応状況について資料2で事務局から説明してください。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

それでは資料2に基づきまして今までの事件の概要と経緯を簡単にご説明申し上げます。

事件の概要でございますが場所は岩手県二戸市の16ヘクタール部分、それから青森県田子町の11ヘクタール部分のトータル27ヘクタールに原因者である三栄化学工業及び縣南衛生株式会社が共謀して不法投棄を行ったということでございます。

これらに係る事件の経緯でございますけれども、

平成3年1月に三栄化学工業が中間処理という、いわゆる堆肥化施設を設置して、その堆肥を現場に置いて関連会社、三栄興業株式会社に対して堆肥の原料として売却し、それを三栄興業は特殊肥料として売却するということを計画した訳ですが、結果的に堆肥原料は売れないで残っていたと、そういう状況の中で不法投棄が平成7年度に発覚しましたので平成8年11月には、不法投棄により三栄化学工業に対し事業の全部停止処分、青森県としては30日間、岩手県で20日間の停止処分をかけております。

その後、青森県側としては早朝夜間監視の実施とか、あるいは通常監視を強化してまいりました。

平成10年には岩手県の農政部に三栄興業が肥料取締法に基づく特殊肥料製造を届け出ましたけれども、農政部が立ち入り調査した結果によりますと野積み堆肥によって環境が汚染されているのではないかということでその情報提供を岩手県生活環境部に情報提供しております。

その後、二戸保健所が廃棄物処理法に基づき現地調査あるいは報告徴収を行いました、あるいは継続的な指導、あるいは監視を行ってまいりましたがその中で不法投棄が疑われました。

その結果として平成11年11月に岩手、青森県警察の合同本部が廃棄物処理法違反と

して強制捜査に現場に入ったということで、この事件の概要が出てまいりました。

その後、12年の5月には、本事件の関係者、いわゆる三栄化学、縣南衛生の社長が逮捕されております。

両県では、この事件に対して措置命令をかけて全量撤去し原状に復することという措置命令をかけております。

12年の8月には三栄化学工業に対して業務取り消し処分を両県で、かけております。その間に12年の10月には縣南衛生で破産決定したと、その時点で破産管財人から縣南衛生の業務の廃止届が埼玉県に出されております。

13年の5月には両法人あるいは両社長に対して判決が出ております。

法人に対しては罰金2千万、ただ縣南衛生の代表者は、まだ控訴中で最高裁で係争中でございます。

2ページに移っていただきたいと思えます。

一方の三栄化学工業の社長である源新信重は死亡によりまして免訴されております。その三栄化学工業は13年の6月に解散し、今、社長が清算人としてその事務をつかさどっているところでございます。

トータル的に投棄された廃棄物の量は大体82万立方メートルでないだろうかということが調査の結果わかっております。

これまでそれに対してどのような対応をしてきたかということでございますが三栄化学工業には措置命令に対して措置命令に従って撤去した部分もございます。

青森県では何をしてきたか岩手県では何をやってきたかということがここに書いてございますが平成12年度は青森県は汚染実態調査をやっており、あるいは13年度には追加調査を実施し原状回復検討調査も、やっております。

その間に三栄化学工業では措置命令に従ってRDFのような物、これを約2千6百トン撤去しております。

それから岩手県では平成12年度に現場内汚染状況調査をし、あるいは三栄化学工業の財産の仮差押をしております。

13年度には、筋堀調査いわゆる現場の全容解明のための筋堀調査を行いながら廃油入りのドラム缶216本、それから重金属等で汚染されている燃え殻1千2百トンの撤去処分を三栄化学にさせております。

周辺の環境モニタリングは平成12年度から継続的に行っておりますが今のところ現場内は相当汚染がありますけれども周辺環境への汚染は見られていないという状況にございます。

青森県岩手県のこれまでの調査結果あるいは原状回復手法等について、これは4月25日に専門家を交えた合同連絡会議を開催し今回も合同検討委員会を設置をするということを確認しております。

その中で技術的事項あるいは今後の検討に関する意見というものをいただいておりますが、例えば、囲い込みは早くやること、あるいは、そのためには東側の実態調査を行わなければならない、それから国に対しては支援要請すべきだ、というような意見がこの段階で出されております。

この合同連絡会議での検討を踏まえて我々行政の方で課題を整理するために5月30日に合同会議を開催して本日のこの検討会議に至っております。

次のページには田子町あるいは二戸市の現場の位置図を載せております。こういう現場に不法投棄がまともまっているわけですけれども、ちょうど岩手、青森県境に跨った所が不法投棄の現場になってるという特殊性がございます。

以上でございます。

南博方委員長

以上でよろしいですか。

ただいまの説明を踏まえまして今後どのように対応していくか、また本委員会の位置付け等につきまして説明をしていただきます。

議題（3）の②、県境不法投棄事案の原状回復措置検討について資料3でご説明してください。

よろしく申し上げます。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

それでは資料3に基づきまして県境不法投棄事案の原状回復措置検討についてということで、この資料に基づきながらご説明していきます。

まず原状の回復でございますけれども

不法投棄現場は青森、岩手県両県に跨っているものであるが対策を一体的に行うために合同の検討委員会を設置し、そこでの検討を踏まえて行政が政策決定し国の支援を受けながら早期解決を図っていきたい、ということを検討会の体系的なものとして位置付けていきたいと思っております。

検討を進めるわけでございますけれども、いわゆる除去に先行して汚染拡散防止を講ずる必要もある、こういう領域があるということで、いろいろな課題があるということです。この課題を検討に当たっては3つの区分によって検討を進めることとしていきたいと思っております。

それは緊急的な検討課題、あるいは中期的に一番かけて検討しなければならない課題、それからもっと時間をかけて長期的に検討していかなければならない課題という具合に3つの区分ができるのではないかと思います。



恐れ入りますが4ページの方をお開きいただきたいと思います。

4ページには原状回復措置検討の流れという表があると思いますが、これでもって説明したほうが検討委員会あるいは我々が現場に対してどういうふうな対策をどういうふうな目的でもって進めていくのかということがわかっていただけなのかと思います。

まず左側には緊急的、中期的あるいは長期的な課題ということで、課題がこれだけあると。

例えば汚染拡散防止対策にはどうしなければならないかということで緊急度を縦軸にして、そして緊急度合を見せながら個々に整理しております。

上の4つの汚染拡散防止対策等あるいは真中の排出事業者責任、この3つの課題を総合的に検討して住民からの要望である、いわゆる真中で縦書きにしております費用対効果を考えながらの撤去方針を決めて、あるいは検討して行かなければならない。

そして検討委員会からの提言を踏まえて原状回復方策というものを行政としての合同会議で決めていきたいと。

そして一方で、この現場を将来的に、どのような形で収束させることができるのかということも検討していかなければならないということで合同会議で現場の環境再生計画を作成していきたいと思っております。

そして、その策定に基づき実行に移す。そのためには回復後の汚染レベルをどういうふうに設定するのかということを検討していかなければならないのだと考えております。

その結果、生活環境の保全あるいは住民の不安解消ということが叶えられないかと考えております。

また、そのためには国の支援が必要となってまいりますので必要に応じて時期を見ながら必要な支援策などについて両県知事を通じて要望したいと考えております。

これには本来ならば横軸に時間的なものを書くべきなんですけれども、今回まだ始まったばかりですのでこれから具体的な施策が実行されることになるかと考えております。

その後に横軸に時間的ないわゆるタームが示されることになるかと考えております。

4ページについては以上のとおりです。

南博方委員長

ありがとうございました。

ただいま議題(3)②県境不法投棄事案の原状回復措置について資料3で説明していただきました。

不法投棄現場が青森、岩手両県に跨っていることから両県で一体的に対策を講じる必要があること、そのために本合同検討委員会が設置されたということ、それから検討の進め方としては3段階に分けて、一つは緊急検討課題、さらには中期的検討課題、第3には長期的検討課題になりまして、それぞれについて、その対策というものを本委員会で検討し、検討の結果というものを提言するという主旨のご説明であったと思います。

ただいまの件につきまして何かご質問あるいはご意見等ございましたらお伺いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

委員長、その前に5ページ目について説明したいと思っております。

南博方委員長

それでは、ご説明ください。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

鎌田課長のほうから説明申し上げました原状回復措置の検討の流れを具体的に説明申し上げたいと思っております。

両県エリアを一体とした検討方法と事項ということでございます。

4月25日東京で合同連絡会議を開いております。

その際、アドバイザーの方々からいろんなご意見をいただいた中に、現場は一つであり両県の対策も一つであるということで青森県側、岩手県側といったような、ただ単に県境を理由とした対応の違いはナンセンスであるという事がありまして、両県のエリアを一体とした検討を進めてまいりたいということ、ここに示しております。

まず検討最終テーマとして左側の一番上に掲げておりますが不法投棄現場の環境再生というものを掲げております。

具体策をどのように打ち出していくかということを検討する上で、まず誰のために何のためにやっていくのかということが重要でございます。

検討の出発点に何を求めるのかということで、有害廃棄物が大量に投棄されている現状に対して住民の方々の要望が廃棄物の撤去による不安の解消、すなわち安全安心の暮らしであると思っております。

不法投棄された廃棄物は82万立方メートルと推定されておりますが、その廃棄物の内容を詳細に分析することが、まず第一番目に必要であると、詳細に分析した上で生活環境保全上、有害で速やかに現場から撤去するなり、あるいは浄化する措置、この撤去する方法あるいは浄化する方法を併せて除去という言い方をこれからしてまいりますけれども、この除去が必要なものが何かを特定しなければならないというふうに考えてます。

これがどれくらいどこにあるのか

例えば岩手県側、東側になりますが、有害物を含む産業廃棄物は約2万7千立方メー

ル、それがどこにあるのかというのは特定済みでございます。

これらについては速やかに除去していく必要があると考えております。

ここに A 汚染除去と B 汚染拡散防止というふうにしておりますが、汚染とはここでは有害物質やこれに汚染された土壌等を総称して汚染というふうにっております。

これをなくす、即ち A の汚染除去が完全に終了すること、これが原状回復、即ち生活環境保全上の安心そして安全を意味すると考えております。

そこで両県エリアを一体として考えた場合、汚染の除去とそれから汚染拡散を防止するには有害物質を直ちに除去することが最優先ということであります。

住民の要望にも沿った対策となります。

ただし有害廃棄物の投棄状況を分析いたしますと直ちに除去することができない部分があります。

これが西側即ち青森県側の一ヶ所に大量に有害物質を含む廃棄物が投棄されている場所、ここは周辺土地の状況から見ますとこのままの状態でも撤去等の除去作業を行うと汚染が拡散する恐れがあること、さらにこのままの状況でも汚染が拡散する恐れがあります。

このように点線で囲んでおります①に示すとおり、

科学的な分析を速やかに行いまして、除去できるエリアと除去が困難なエリアを確定しまして、それぞれの状況にあった緊急対策を実施する必要があると考えております。

汚染の除去が可能なエリア、これは上のほうの矢印で示してあります。

これは②によりまして具体的な汚染の除去方法と、それから最終処分の方法、これは焼却などを意味しますが、それを決定するために特定調査などを実施し、除去を実施したいと思っております。

このことによって住民の要望であります、廃棄物の撤去によります安心、安全の実現に向かっというものでございます。

一方で、このままでは汚染除去作業によって汚染拡散の恐れがあるエリア即ち下の矢印のほうでございますが、住民の要望であります廃棄物の撤去に沿う解決を見出すには、まず③の部分、B 汚染拡散防止の措置をとってから除去を考える必要があります。

この汚染拡散防止の方法の一つが遮水壁による囲い込みというものでございます。従いましてこのエリアは現時点では住民の要望による撤去による不安の解消には即時繋がるものではございませんが、原状回復の最終形態ではありませんので、汚染拡散防止対策が完了した後は、汚染そのものの除去に向けて対策を講じる必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

つまり②の方向に向かうということになります。

このように現時点での廃棄物の投棄状況に合わせて、それぞれステップを踏んで最終的には生活環境保全上の支障を除去し、環境再生に向かう検討を進めることが両県エリアを一体とした検討と考えております。

これに向けて本委員会では、まず点線で囲んである緊急検討の部分、次に破線部分さらに

小さい囲みでございますが破線で囲いました中期検討ということ、そして点線と破線、点線と破線で囲いました長期検討についてもご検討いただきたいというふうに考えております。

なお、提言につきましては時期的なものもございますので緊急度に応じていただきまして、これも4月25日の会議の時にご意見いただいたことでございますが最終的な形態としては社会的な要因、即ち住民の参画や費用というものを常に見据えてご検討をお願いする次第でございます。

以上でございます。

南博方委員長

ありがとうございました。

今のお話で一応、検討の段階としては、緊急、中、長とかなり具体的な内容をご説明いただいたということでございますね。

それでは、ただいまの件につきましてご質問あるいはご意見等をいただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

古市徹副委員長

両県にお伺いしたいのですが、

4ページ、5ページで両県のスタンスが非常によくわかりました。

ただ、4ページの青森県ですと目標として、例えば岩手県が最終テーマは環境再生だと、そのための委員会の目的として原状回復ということがありまして生活環境保全上の支障を除去するとありますね。

そういう意味で目標とか達成レベルというものが、この4ページの図のなかでどの程度理解されるのかが青森県側への質問です。

2点目は岩手県側にですけれども、再確認なんですけれども全量撤去が大前提ではないですね。ということがそういう意味では汚染除去と汚染拡散防止がありますけれども、時間的な優先順位と申しましょうか、緊急とか応急、恒久、急いでやらないと手遅れになるよという、ですから応急手当てとしてやるのですよという時間的な優先順位というのが少し見えにくい。

有害廃棄物を直ちにとありますが、有害廃棄物というのはどういうことをイメージされているのか、

どういう判断をされているのか少しわかりにくい。

その2点を両県の方ご説明いただけますでしょうか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

4ページの達成に関する目標は何だということですが、これは図の左側の緊急度の下のほうに書いてございます跡地利用方策とか、あるいは環境産業振興方策、あるいは地域振興方策をどのようなものがあるのか、それをもって環境再生計画にもってまいります。

これは何かと申しますと、いわゆる今こういう状態である、いわゆる負の状態、マイナスの状況にあるものを如何にしてゼロベースに戻していくそれをプラスにもっていけるいわゆる産業振興のようなものまでも検討できないだろうかという環境再生の計画を策定できないだろうか、

そのために当然、汚染レベルの設定をきちんとしてはいけませんけれどもすべて全部というわけではございませんがその汚染レベルの設定をはっきりさせながらその上に跡地利用で、ただ跡地を公園にするとかあるいは野原にするとかということではなくて、地域の振興に繋がるものが果してないだろうかというようにいわゆる現在、繰り返しますが負であるものがプラスにできるようなことがないかどうかということまでも検討してご提言いただきたい。

それを環境再生計画の中に謳いながら実行にできるものは実行に移していきたいというふうに考えております。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

一つ目に時間的に優先順位が見えにくいということですが、別紙資料といたしましてカラーコピーのA3とA4の2枚つづりのものを用意しておりますのでちょっとご覧いただきたいと思っております。

大きいA3の方にこれは東側でございます。

岩手県側の投棄形態を示しております。

赤く塗ってありますのが右の表に示してあります特別管理産業廃棄物というものでございます。

赤いものが約2万7千立方メートル、右側のほうに特管産廃該当物質とあります。

この特別管理産業廃棄物と申しますのは例えば爆発性のあるものとかあるいは有害な金属、廃油を含むものということで、ある一定基準以上の物質が含まれていると特別管理産業廃棄物というものに該当しておりますが、この赤い部分が2万7千立方メートルに該当します。

この部分については、やはり汚染が拡散するという恐れもありますので、できるだけ早い時期、例えば15年度、16年度の2ヵ年ぐらいの事業で全量撤去したいというふうにこれが最優先事項と考えております。

その他に緑部分でいろいろ廃油混じり燃え殻、廃プラ、廃食品とかグリーンに塗られているところで散在しておりますのがここは、廃食品とか廃プラスチックというのは分別作業が必要になるというふうに考えておまして、その分別して撤去しなければならない部分については撤去したい。

なお、ここで自然のもとに還元していく

例えばバーク、木の皮でございますがバークとあるいは有害物質を含まない汚泥とかあるいは鶏ふんのようなもの土壌に自然の状態で還元していくものについては最終的な判断でこれは全量撤去すべきものなのか、

あるいはここで土壌にそのまま還元していくほうがいいのかということについては、またさらに住民の意見を取り入れながらこの検討委員会のほうでご判断といいますかご意見いただきながら進めていきたいというもので、これが時間的優先順位、それから全量撤去を意味するのかどうかということに対する答えであります。

古市徹副委員長

岩手県のほうに続けて質問ですが、全量撤去を前提とするのではなく、廃棄物のリスクの程度に応じてリスクの高いものから順番に撤去処理していこうとそういうお考えですね。そのとき有害物質等が散在しているわけですが、そういうのが雨水等地下水等によって拡散していったら土壌地下水等を汚染してる可能性もございますよね。

ですからそういうものに対しては除去だけの対策をとられるのか、早急に緊急に囲い込むということ遮水するということもありうるのかその辺のところはいかがでしょうか。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

これはこの後の資料4の汚染除去と汚染拡散防止対策の技術面というほうで東側の対策、西側の対策が出てまいりまして、今年度中に必要な調査をするということにしておりますので具体的な調査方法については、また別途、後の方の資料においてご説明申し上げたいと思います。

古市徹副委員長

順番をみますとね、囲い込みのほうの方が後でありますので私たち思うには、まず周りにそういう影響を無くしておさえておいた上で撤去等を考えるのが普通だと思います。

ですから本当にしっかり有害物質とかの存在状況等分布等が判っているものであればそれはそれでターゲットに対して直にやっていくのはいいですけど、

そうでなければ、まず囲い込んで拡がらないようにした上で撤去するという形とるもの

ですけど、その辺で少し手順が疑問だったものですから質問させていただきました。  
青森県のほうなんですけどマイナスからプラスということなんですけど、当面マイナスであるということは非常に大きな影響があるということで認識しているわけなんですけど、目標としてはプラス効果も持っていないと、ただマイナスをゼロにもっていただけでは、なかなか元気も出ないし、大変だろうと思いますが、やはりそこには、まずゼロに近づける努力ということが最優先すべではないのかなという気がします。

その辺のあまり多くの、先の目標ですと到達する前に息切れしないかという気がしましたので質問させていただきました。

南博方委員長

私のお聞きするところでは、かなり期間がかかるとしても両県の最終的に到達目標としては環境再生とこういうことで一致しているわけですね。

ここに書いてありますが、そこにいくまでのプロセスだと思いますが、今、お聞きしたのは青森県としては環境保全的な措置を講じようということであり、岩手県の方では、とにかくそういうふうな有害廃棄物については撤去又は除去していこうとこういうことですが、

私が青森県にお聞きしたいのは、環境保全措置は暫定的なものなのかそれは恒久的なものかですね、そのところが問題になるものと思いますね。

その点については。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

今の委員長のお話は次の資料 4 の技術面の最後のほうに移ってしまいますが、それでもよろしいでしょうか。

南博方委員長

後にいたしまして他の委員の方どうぞ。

中村忠充委員

住民代表の中村であります。

まず本検討委員会に住民を参加させていただきました誠にありがとうございました。御礼を申し上げます。

私は 3 点について申し上げたいと思います。

なぜ私たち田子の住民が封じ込めに反対し全量撤去にこだわるのかということ、2点目は誰のために何のための原状回復かと、そして何のために原状回復をしなければならないのか、3点目は原状回復の方法、撤去へのプロセスについてであります。

まず先ほど両県の説明を聞いていて端的に、私ども今まで感じたのが岩手県側の説明というのがわかり易い、青森県側の説明はわかりにくいということであります。

捨てられている量が多いから青森県がはっきり封じ込めなり、全量撤去について明言を避けるのかどうかそのあたりはかなり私ども注目をして、会議を迎えているのであります。

私の思い過ごしかもしれませんが、82万立方メートルの産業廃棄物を目の前にしてこれを封じ込める方法はどうですかという、そういう場所に引き出されたような気がするわけであります。

何故かと言うと私ども説明を3月2日に受けてから現在までその中間が欠落しているわけですし、我々の県にお願いをしたというその時点というものからまた一步すすんでないという感じで本日の会議に臨んでいるわけであります。

どうして全量撤去にこだわるのか、封じ込めに反対するのかといいますと以前に十何年前に同じ現場で同じ業者が産業廃棄物の不法投棄事件を起こしたこと。

その際にも住民が立ち上がってお願いをし、物を申したこと、結果、マスコミも取り上げる事となって報道された。

その結果として、もしかしたら産業廃棄物が撤去されるのではないかと、そういう期待をもって住民が見守ったわけですが、しかしながらその後の経過は何ら変わる事なく、産業廃棄物がさらに多く運びこまれるという結果になって現在に至っております。

その時点で住民がなにを感じたかという産業廃棄物も住民の意思も封じ込められたということであります。

でそのときに抱いた、落胆といいますか虚脱感といいますか無力感というものがいわゆる行政の不信というものに繋がっている。

これは何を言ってもダメだ。

黙っていることがいいことだということに繋がっていったということであります。

そして現在を迎えるわけありますが、その結果として82万立方メートルを今、目の前にしてこれを封じ込めますよと、そういう論理はないだろうと、これが住民の偽らざる気持ちでございます。

ですから岩手県のほうが私どもの主張に近いということ、わかりいいということでもあります。

中身は全量撤去するとはいつていないまでも少なくともプロセスを踏んで最終着地点をそこにおくということが住民に対してはわかりやすいとそういうことを感じた次第です。

次に、誰のために何のためにということでもありますけれども住民のためであることは私も知っているわけですが、住民といっても、田子町7千8百人の人口のためだけではない、これは清流熊原川の流域に住まいする25万市民の生活用水に関する重大な問題であるという



認識を我々は持っているということでありあります。

そしてさらに原状回復についてでありますけれども、日本列島ゴミ列島になっていくというそういう中で、いまこの全国一だといわれる青森県最南端のこの地でちゃんとした撤去なり処理をしなければゴミの問題というものが永久に解決しないと、こういうふうと思うわけであります。

心無い人間によって大きく傷つけられた地球というものをです。今、現在住んでいる私たちの地域にこれを回復してあげないとこれは大変なことだと思ふわけであります。

何もしなかったことの罪が絶対問われる、我々はそういうふう信念をもっております。

ですから闇雲になにがなんでも全量撤去、それは土の一粒まで全部取り払いなさい、それも単年度でやれなんていう話は、していないわけですよ。

20年間も要して運びこまれた産業廃棄物ですから、それは一年やそこらで片付けられるというものではないでしょう。

ですからそれは全部きれいにしますよと、そういうものを最終目標においてそこから逆算して今何をすべきか為さざるべきかということのを是非この検討委員会で決めてほしいということであります。

そうでないと私たちは安心してここで暮らすことができないということであります。

先生方をお願いしたいことは、私ども農民でありますのでよく難しい論理の言葉はわかりません。

例えば封じ込めにしても今しようとしていることを素人なりに研究といえますか調査をしてみますと、自然の法則に逆らって地下水脈を分断して、囲い込みをしようとしている。

これは自然への冒涇ではないのか、必ず天地創造の神の逆襲を受ける、こういうことを考えております。

ですから地下水などというものは、そう悪戯にいじるものではないのではないか、それはそれなりの法則をもって流れるべく方向に流れている地下水脈というものを一義的に分断し、そしてさらに複雑な地下水脈にしていくというそういう囲い込みをするとしていたら自然への冒涇であると私はそういうふう思うわけであります。

しかも現場はご案内のように一番高い場所にあります。

例えばそういうところへボーリングして、それが染み出てこなければいいのですが平坦地と違って確実に染みしてくる、あるいは溢れてくる可能性のある土地だという、こういうことで平坦地に積み上げた香川県の豊島の状況とは違った状況というもの現場にはあるのではないかと素人なりに私もそのことを心配するわけであります。

ひとまず私だけ話しているとあれですから郷土を愛する気持ちから一時間でも話足りませんのでここで一旦終わりますが、その願いを我々の切なる願いを是非先生方に受け止めていただきたい。

今しないと自然の回復ができないのではないかと我々も二度封じ込められる愚か者にはなりたくないということでございます。

以上です。

南博方委員長

ありがとうございました。

それ以外に何かご意見ご質問ございませんか。

この問題は次の汚染の除去と汚染拡散防止の三つ目に関する問題と関連しておりますので、それでは次の議題（3）の③汚染の除去と汚染の拡散防止対策について資料4でご説明ください。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

資料4に基づきまして緊急的課題である汚染の除去と汚染拡散防止対策についてご説明いたします。

ここでは廃棄物の性状によっては除去などによっていわゆる現場を攪拌することによって汚染拡散をする恐れがあると性状に応じた対策が必要であるということを前提としております。

まず現場の西側のエリアのことについていわゆる有害物質が多量に広範囲に投棄されております。

従って即時、撤去可能なエリアということではない。

特定することは困難であると思います。

平成12年、13年頃の調査結果から、まず遮水壁を設置して現場の汚染水を可能な限りコントロールしていきこうと、その上に有害廃棄物の除去方策を検討する、いわゆる、まず、ちょっと誤解されているようですが、まず囲い込みをやって汚染拡散防止を行う、その後現場のリスクに応じて撤去、浄化という手順で進んでいきたいという具合に考えております。

このことについては図面で説明申し上げたいのですが、3枚目のいわゆる緊急対策ということで、失礼しました、その前になぜ囲い込みが必要かということの図面が4枚目の現況断面イメージ図というのがございます。

ここにいまの状況であれば廃棄物がこのように埋設されている。

そしてその廃棄物から出た汚染水、浸出水である。

法面あるいは表流水、法面から浸出し表面的には流れ出しているいわゆる周辺的生活環境に影響を及ぼしてしまうのではないかとということです。

たまたま、ここの地形には難透水性の岩盤である凝灰角れき岩があるということを利用して、次の5枚目のイメージ図を見ていただきたいのですが、これがいわゆる遮水壁

をこうした場合、この遮水壁で流れていく汚染水が全部集水ピットに集まることになり  
ます。

その集水ピットから集中的に水処理施設に持って行って処理するというイメージでこれ  
から進めていきたいと考えております。

いずれにしても高濃度の汚染廃棄物の除去、そういう方法とか廃棄物の取扱いというも  
のは今後この検討委員会でのいろんな検討をいただきたいという具合に考えております。  
また1ページに戻っていただきまして、現在、平成13年度まで汚染実態調査を行いました。  
それでこういうことがわかって、こういう囲い込みをして、いろんなリスクにおいた対応  
をやっけていこうという具合にしております。

いま遮水壁をするためどうしたらいいのかということで実際4月から現場で地形測量を  
行い現在では終わっております。

また地盤の透水性の調査、いわゆるいくら下の方が難透水性の凝灰角れき岩だとしたとし  
ても、そこに割れ目があったり、あるいはビチャビチャのところがあったりしたら困りま  
すから、それこそ穴の開いたバケツと同じようですので、そういうことがあるかないかと  
いうことも検討、いわゆるボーリング調査をしております。

また水処理施設を作る予定の地域も地質調査によってそこに建物が可能なかどうかの  
かというも地質の調査も行っております。

それらのいろんな調査の結果囲い込みのそれから囲い込みをしながら水処理施設の方法  
費用を検討して、これをもって基本設計、基本計画を作成することとしております。  
それをもって実行に移していくという具合に考えております。

それと、もうひとつのいわゆるダイオキシン類の高濃度汚染範囲の特定ですけれども、  
これは先ほどの3枚目の緊急対策の位置図を見ていただきたいのですが、  
実は12年、13年度の調査の結果、西側の端っこの部分に、グリーンで書いているところ  
ですけれどもダイオキシン高濃度汚染調査範囲と書いてあります、  
ここで非常に高濃度のダイオキシンの廃棄物が発見されましたので、この範囲がどの  
辺まで広がっているのか、いわゆるどういう性状になっているのかということ今、調  
べております。

この部分だけでも4本のボーリングをしてダイオキシンがどういう濃度であるのか分析  
中でございます。

そういう諸々を見ながら先ほど言いました高濃度の汚染物質があること、これにつ  
いてはリスクに応じて撤去あるいは浄化できるものは浄化するというふうな手順で進  
めて行きたいという具合に考えております。

東側の対策については築田課長のほうからご説明していただきたいと思  
います。

南博方委員長

それでは、引き続き現場の浄化対策について築田課長の方からお願いします。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

それでは2つ目の東側の対策についてご説明いたします。

A3の図面をご覧いただきながらご説明したいと思います。ここに赤で示してあります有害廃棄物がスポット的に投棄されているというエリア、これらについては即時除去可能なエリアというふうに位置付けているものでございまして、有害廃棄物として重金属、右側の表の一番右側のほうに書いてありますけれども重金属の鉛とか、それから揮発性有機塩素系化合物ということでジクロロメタン、ベンゼンとか1,1,2-トリクロロエタンが検出されております。

これらを調査するにあたりまして、土壌ガス調査を非常に細かく調査して、その濃度コンターを引いてその部分を試掘あるいは全面掘削という調査をしまして、どの部分の揮発性有機性化合物の濃度が濃いかなど全て特定されております。

そういうエリアにつきましては来年度早々から、できれば現地での撤去それから土壌浄化というものを検討していきたいというふうに考えております。

土壌浄化については、濃い部分、これは廃油が入ったドラム缶が218本埋められたところですが、その部分が土壌汚染が一番ひどいところですので今年度中にどこまで浄化できるのか試験的な浄化方法も取り入れていきたいというふうに思っております。

それから①の即時除去可能エリアの特定のうちの汚染状況の詳細調査、そして有害物質の投棄状況の把握につきましては、鉛汚染のエリアということですのでサンプル採取をさらに行いまして、撤去に向けた汚染状況調査を行うと、具体的にはボーリングを詳細にやりまして、そのコアから廃棄物サンプルを採取して検査したいというふうに思っております。

それから即時除去の適、不適の判断に必要な調査、即時除去の方法に必要な調査、除去による周辺への影響調査につきましては、廃棄物の除去にあたりまして、標高が低い西側エリアすなわち青森県側への影響も調査したい、具体的には測量による原型の現在の地形を調査し把握したい、またボーリングによりまして地盤の透水性、流向、流速、地質構造も把握したいと思っておりますし、さらに地下水の流向、流速調査これは前回もやっておりますけれども不確定な部分あるいは汚染拡散のポイントとなる部分もありますので、その辺も調査し把握したいと思っております。

また室内の試験としましては地下水のイオン分析によって地下水の分類も行いたいと思っております。

さらに各種予測の調査としましては表流水と浸透水量の算定あるいは遮水壁を設置することに伴いまして、地下水の流れが変わるのではないかということも考えられます。

その辺の変動予測調査も行いたいというふうに思っております。

また、さらに撤去に伴う周辺環境への影響を監視し当然、水温とか電気伝導度、濁り、浮遊性粒子物質、pH、こいうったものについてはモニタリングしていくということでございますし気象観測につきましては降水量、風向風速を測定し廃棄物の除去に伴う雨水や汚染物質を予測したいというふうに思っております。

それから2つ目の除去方法でございますが、

これは周辺への影響を考慮した撤去方法検討及び撤去と土壌浄化の組み合わせによる処分方法の検討、実施時期、費用の積算について早急に適切な調査方法を選択し確定したいというふうに考えております。

次に即時除去が不適切とされるエリア、

これについては汚染拡散防止のための措置を講じ、その後除去に向けた検討をするとしておりますが、即時除去不適エリアの汚染拡散防止対策は、まず今までご説明申し上げました内容を踏まえまして囲い込みの範囲あるいは、さらに有効な方法があるのかどうかということについても検討してまいりたい、それにかかる費用、当然、維持管理経費の積算ということも加えますので、その辺も本委員会の最終テーマというのは不法投棄現場の環境再生ということでございますので、その実現を考えながら住民の方々にも早期の安全と安心というものをこういう事を極力そのご要望に対して沿うような形での検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

南博方委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

川本克也委員

これまでのデータを見ていないので教えていただきたいのですが、資料4の4ページ目のイメージ図で廃棄物の溜まっているところから表流水とか浸出水が流れている絵になっていますが、この表流水や浸出水の中から有害物質というのは検出されてるわけですか。

あるいは有害なものがどれだけというのを教えていただければと思います。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

それでは、その点についてお答えいたしますけれども、

表流水あるいは浸出水これはほとんど同じ物が、雨水以外は同じ成分になりますけれども特に有害なものとジクロロメタン、ベンゼン、重金属でいえば鉛ですとかそういうものが相当高濃度で検出されております。

南博方委員長

ダイオキシンについては、まだ調査結果が出ていないということなのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

ダイオキシンもやっておりますけれどもダイオキシンそのものの濃度は高いのですけれども、オーダーは忘れましたが、高濃度で検出されております。

川本克也委員

わかりました。

南博方委員長

よろしいでしょうか。

私から質問を青森県側にさせていただきたいのですが、資料 4 の現場西側の対策ですが有害廃棄物が広範囲かつ多量に投棄されているエリアであり、だから即時撤去可能なエリアを特定することが困難だとされていますが、これは即時の撤去であるからできないというのか、それとも広範多量なので、そもそもエリアそのものが特定できないとされているのか、この辺はどちらなのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

それは両方とも当てはまります。

実はこの部分については 3 枚目の緊急対策を見ていただければわかるとおり廃棄物の分布範囲というのが西側全体エリアとなっております。

実は 4 種類廃棄物が見つかっておりますけれども焼却灰、汚泥、堆肥それから RDF のようなものすべてが VOC を混ぜた堆肥を全面に敷き詰めたみたい形になっておりますので、その VOC が全体的に下のほうまで汚泥とかあるいは焼却灰のほうまですべて行き渡ってしまって、浸透してしまっているというような状況にあるのですから全体的な汚染、

廃棄物の埋設と、従ってここがちょうど 60 メートルづつ高くなっておりますので法面からの浸出水のそういう汚染水が出てきているというのがわかっています。

早くやらないとその部分については出て行ってしまっていて、いわゆる下流の下側のほうの民家の生活環境のほうに影響を及ぼしてしまうと、だから及ぼす前に囲ってしまおうというのが西側の囲い込みの考え方です。

南博方委員長

私どもは素人考えかも知れませんが、やはり廃棄物の投棄のエリアを特定する必要があるのではないのでしょうか。それは調査されていないわけですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

エリアはすべてです。

この 11 ヘクタール、中間処理施設あるいは一時仮置き施設あるいは水処理施設を除いた全てのエリアに廃棄物が埋められているという状況でございます。

南博方委員長

そうするとそれらが全般に混在しているわけですから有害廃棄物等によって汚染されているわけですね。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

有害廃棄物をどこにレベルを持っていくかということがこれから決めていかなくてはならないと思いますが、今の段階では廃棄物が入っているということでお答えしたいと思います。

南博方委員長

そうしますと、もともと封じ込めと言っていたのが囲い込みという言葉に変わりましたが封じ込めといいますと非常に恒久的な対策のように聞こえますね。

それを避けるために囲い込みというふうに言葉を変えられたのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

本質的に同じだったのですが、いわゆる囲い込みをして、それで有害なものいわゆる高濃度の汚染ということと同じなのですが、そういうものを撤去しながら、どういう所にどういう物が入っていたのか調べながら撤去するものは撤去する、そしてその後に、その地域をキャッピングするという考え方、従ってキャッピングすることは封じ込めですので、そういう意味で封じ込めという言葉を使いましたけれども、それがどうも全然撤去しないでそのまま置かれてしまうのではないのかと言葉に誤解されたようなので囲い込みという言葉を使いながら残っている廃棄物をどうするのか最終的にキャッピングという方向まで考えていかななくてはならないという具合に考えております。

南博方委員長

囲い込みの範囲は廃棄物全面に及ぶわけですか。

不法投棄された廃棄物全面を囲い込むのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

3枚目の図面にありますとおり赤の線で遮水壁の計画ラインというのがございます。県境から西側の赤のラインをすべて囲い込んでしまおう、そうしないとどこからでも出て行きます。

南博方委員長

そうしますと囲い込みの意味は遮水壁のことですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

はい、そうです。

遮水壁を作るという行為が囲い込むということでございます。

南博方委員長

そうすると結局一番大切なのが水質の対策、それから土壌対策となりますが、岩盤は底抜けということになりませんか。



鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

今までの調査ですと全く通らないということではありません。

難透水性、地質学の先生にも聞いたのですが透しにくいという状況にありますので、まず今の状態で上のほうから流れてくるもの全てを止めてしまいたいということです。

下のほうは岩盤ですので、それから今ボーリング調査をしながら岩盤の中に弱いところがないかどうかを調べるわけです。

南博方委員長

私は技術屋でも何でもないが4本のボーリングをするということですが4本で足りるのか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

この4本はダイオキシンの高濃度汚染分布を調べるための4本のボーリングでございまして、岩盤の下のほうを調べる調査というのはまた別なところで斜めボーリングとかいろんなことをやっております。

南博方委員長

それは今、進行中ですか。

その調査結果をぜひ、ここで出していただきたいと思いますね。

実は豊島の場合も岩盤がございましたけれども、岩盤浸透水が結構ございまして、ですから、そういうふうなことで底抜けになったら非常に困るということです。

ですから、ぜひ調査結果をここに出していただきたいと思います。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

はい。

今4月から始めまして6月いっぱいまで調査を完了すると思います。

その結果をまとめて、できれば第2回目の時にその結果を皆様に報告して皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。

南博方委員長

そうしますとせっかく遮水壁を作ってそして土壌汚染だとか水質汚染を防ぐと、しかし、そのままずっと恒久的なものではなくて、中にあるものを順次、除去していくのだとそう言う考えで理解してよろしいですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

はいそうです。

ですから全量撤去なのか部分撤去なのか、あるいは全くそのままにするのかというのがまだ、その当時の段階では議論されていなかったということです。

南博方委員長

そうですね。

これからは、そのところを調査結果を待ちながらですね、徐々に特に住民の方にとって科学的な技術的な安全性というものもありますけども安心感ということが大事ですね。ですから安心感を持たれるのが必要でありますので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

はいわかりました。

南博方委員長

他にございませんか。

川本克也委員

水のほうではなくて廃棄物が飛散をする恐れはないのですか。  
あるいはそういったものを防ぐ手立てはあるのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

浸出水、汚染水との関係もございませけれども雨水が入ることによって周りにある堆肥から出てきた汚染水がいわゆるオーバーフローしてしまって下流に流れてくる可能性もございましたのでその上に粘土質の土壌で蓋をしております。

従ってそういうことは今の段階では考えられません。

川本克也委員

埋められた廃棄物が広大な面積のようですがそれが剥き出しになっているということはないわけですね。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

現段階では東側に1ヶ所下にゴムシートを敷いて一時仮置き場を作ったのです。

高濃度の汚染が考えられる廃棄物を一時移し替えて管理型最終処分場みたいなのを作ってもらってそちらのほうにいわゆる負荷を少なくしようと、そこは剥き出しになっております。

田村彰平委員

前回、分水嶺の判定を地図の等高線でしておられたと思います。

今回は平板測量を実施したと書いてありますのでこの図面での分水嶺の表示は実際の測量の結果ではなかろうかと思いますがそのとおりでしょうか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

実は平板測量は東側サイドのほうはやっておりません。

今後、東側サイドのほうを今年度やられると思いますので、これはあくまでも現位置図での標高ということで、こういうところに分水嶺があるのではないかということです。

田村彰平委員

もしそうであれば現状はかつての地形図に書かれた等高線とは違っておるのです。

傾斜があるはずのところ業者が手を加え平坦地になっております。

ですから新しく測量される、それから地下水の流れというのは表面から見ただけではわからないのであって下に岩盤等があればこれに従って流れが変わるのではないかと、

そういう点もこれから検討する必要があるのではと考えております。

南委員長

ありがとうございます。  
他になにかありませんか。

佐々木俊介委員

遮水壁の説明をしていただきましたけど  
資料4の3ページの図を見ると遮水壁は青森県側は実線で囲ってありますが岩手県側は点線になっております。

これはまだ両県の間で未調整だからということですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

調整というよりもこちらまで持っていく必要があるのかとどうかということ进行调查しないとわからないので、できれば一般的に考えれば分水嶺まで持っていったほうが囲い込みの効果があるのでは、ということでこういう範囲に設定しております。  
それで点線で書いております。

佐々木俊介委員

そうすると青森県では調査した結果、県境までは設けたほうがいいだろうということ、岩手県ではそこへんの調査ができていないので調査段階ということで点線にしたということですね。

南博方委員長

岩手県側ではむしろ除去という方法で考えておられるのではないですか。

築田幸岩手県環境生活部資源循環課長

はい。

第一義的には有害性のもの、汚染されている廃棄物については最優先で除去と言う手段で行きたいと思いますので、それを除去するやり方によって汚染が拡散するものかどうか、これについて今年中に調査したいと思っておりますし、今まで確認されている、実際実測

しているのですが、この絵図面の真中ほどにオレンジ色で25の井戸があります。  
地下水を取ってますし、投棄された廃棄物のコアも取っていた場所です。  
上に燃え殻が1千2百トンばかり投棄された場所です。  
ここから鉛とかダイオキシンが検出されておりましたが、それがあつた地下水の汚染が100ピコグラムありました。

これを1千2百トン、平成12年12月に全量撤去しております。

そうしましたら地下水が0.011まで下がっております。

こういう実測データ、実績を基にして、やはり汚染物質は撤去するという点について地下水汚染というのかなり軽減されますし、今後はその汚染が撤去することによって汚染が拡散するものかどうか、これは調査してみないと結果はわかりませんが、そういうデータを全てこちらのほうに提出して、ご判断をいただきたいというふうに考えております。

南博方委員長

ご意見ございませんか。

粕谷明博委員

今までの説明から受けとりますと、それぞれ各県でやってこられた調査がどの程度連携を取られた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということを睨んでいけば岩手県のほうでやられてる、どういったものがどれくらい入っててそれがどういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策ということであれば地下水に関する詳細な調査というものが必要でないかと思いますが、どうも、お互いが少しずつ足りない部分があつて、そうすると全体として見るときにどう捉えたらいいのかが今ひとつ見えてこないということで、今後こういう合同検討会が始まったわけですから当然、調査の連携をより良くやっていただきたいという感じに思いました。

南博方委員長

ありがとうございます。

私もその感を深くしております、互いに調査を連携して行っていただきたいと思います。

ここで欠席委員の意見報告、これがどういうものなのでしょうか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

それでは欠席委員から、資料4に関係しましてご意見がございました。

斉藤委員からは鉛直遮水壁を岩手側に延長することについては要するに、遮水壁の工事に時間がかかるのであれば撤去できるものは撤去したほうが経済的、かつ害を拡散させないことになる。

この工事の間に岩手県が撤去できるなら、そのほうが有効ではないだろうか。分水嶺は地表改変後の地形から判断しているのかということでございますけれども、今の段階では分水嶺の想定でございます。

それから不透水層の岩盤としている凝灰角れき岩の走向・傾斜も関係してくるのではないか、その解析は行っているのか。

これはまだ今のところやっております。

それから岡山大学の西垣先生からは囲い込みについてのご意見でございますが囲い込みは極めて良い案と考える。

予算は後でも至急実施すべきである。

汚染土に雨等が触れないようにし浸透水については水処理が必要である。

それから基岩面、いわゆる基の岩の面が浅いので表層土だけで遮水壁は十分と考えるが岩の中に浸透した水の浄化が困難である。

いわゆる専門的なことで難しいのですが基岩内に水平ドレインを打設し、浸透した汚染水を集水する方法が考えられる。

囲い込みの範囲内に低いところや断層があれば水平排水孔のボーリングし排水しそれも処理すべきである。

青森県側だけでなく岩手県側も同じように遮水壁を谷部に設け、流出水を処理しなければならない。

それからダイオキシン類の調査に関しては、ボーリングだけではわからない、トレンチ調査を実施すべきだ。土壌浄化についてはどのように浄化をすべきか早急に検討すべきだ。

和歌山大学の平田委員からは有害物質の存在量や存在位置の確認が必要である、そういう調査をしてください。

基準値を超えた汚染物質の処理対策を考える必要がある。

東北学院大学の長谷川委員からは有機性廃棄物が埋め立てられているので発生ガスの問題について検討する必要があること。

それから岩手県側に浸出していないように見えるが本当だろうか。

岩手県のほうに流れているのではないかということ。

集水ピットの位置ですけれども、ちゃんとそこで全体の水が集まってくるのだろうかということ、これについては設計を組む段階で検討しながらやっていきたいと思います。

ダイオキシン類調査はいわゆる西側の端っこのほうだけでよいのだろうか。他の場所でも

やるべきではないのか。

こういうご意見がございました。以上です。

南博方委員長

ありがとうございます。

私も 4 本のボーリング調査だけで十分なのかというのがありますし、そのボーリング調査はどのような目的でやっておられるのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

一番最後のページをご覧ください。

ここに?12 という黄色いポイントがございます。

これは平成 13 年度の調査のときに一番下の廃棄物から 4 千 7 百ピコグラムのダイオキシンが検出されております。

従いまして、この廃棄物と同じ層にどれだけのダイオキシンの濃度で汚染されているのかということで同じ廃棄物の層というのは赤い点線で範囲を示しております。

この同じ廃棄物にどれくらいのダイオキシンが入っているのかということ調べるためこの 4 本を調べることによって汚染の範囲の拡がりをおこのボーリングで調査することとしております。

南博方委員長

そうしますとこれはダイオキシンの調査ということですね。

それ以外の有害物質の調査をボーリングでなさっているのかということが一つとボーリングの長さによっても違いますよね。

深さが、同じ深さでやっているのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

ボーリングの調査は今まで現場内で 15 本やっております。

それによって廃棄物層に入っている有害物質、ダイオキシンを含む有害物質を調査分析しております。

それから深さですがゴミが入るところ、いわゆる基岩に入るまで、そこまでやっております。

いわゆるゴミが無くなる場所までのボーリングということでございます。

南博方委員長

ありがとうございました。

中村忠充委員

ただいままでお聞きしている限りでは、  
調査というものがまだ完全になされていないのではないか、  
まだまだこの実態について調査をする必要があるのではないかと、  
そういうことをまず感じたということでありまして。  
それから次に予算の話であります。

いわゆる青森県で言っている封じ込め、囲い込みの規模ですが、ここにやたらと予算が投入されてしまうと肝心の撤去のほうにまわる予算が無くなるのではないかと、素人考えですけれども、そういうことを心配するわけでありまして。

最後まで国が面倒を見てくれるというのであれば、それはかなり立派なものにしていただいて1世紀単位でもつような囲い込みをしてもらえればそれなりの効果があるだろうというふうに思うわけでありまして。

先ほどの論議にあるように岩盤にしてもですね、なお浸透の恐れがあるということでありまして。

これから恒久対策として青森県が考えているとすれば、私どもはその部分を、不透明な部分というものを、この際青森県側からちゃんとした担保が欲しいということでありまして。

そうでないとやはり遮水壁のままで放置されるのではないかと、そのことを私が一番心配するわけでありまして。

ですから3月2日の説明の際にもそれは、どれほどの予算がかかるというのを想定しているのかという質問を私もしたわけでありまして。

しかしながらそれには試算をされていないということでお答えをいただけなかったということでございます。

ですから住民としては判断のしようがないということでございます。

本当にちゃんとした調査をしていただいて、そして今指摘されているように3本、4本のボーリングでは足りないと、そういう専門家の意見であれば、それはやはり足りないのだろうと私どもは受け取ると、こういうことでありまして。

ですから十分とされる理由はなんなのか、やはり県が説明をする義務があると思います。それから遮水壁にしても必ず漏ってくるであろうということを想定してその地下水を水処



理をするとかういうことを考えているわけですが、これだってある意味では1世紀単位で、100年単位で浸出水を検査して、それなりの処理をして上澄みを流すというそういう処理をすれば、ここに対する費用をというものを考えた場合かなりのものがかかるだろう。

岩手県の松尾鉦山の例にも見られるように93億円かけて57年に作った施設が毎年5億円の金を浄化に使っているというこの事実、そしてトータルで350億円も既に松尾鉦山の水処理に使っているというこの実態をみると、今、完全に除去なりそういうものをしてないと必ず将来に遺恨を残すと水処理なりそれに使う予算というものがかなりかかるだろうと素人考えにも考えるわけであります。

岩手県が出しているホームページにちゃんと松尾鉦山の資料も出ておりますので、手前どもその資料で勉強するわけですが、やはりそういうものを住民の前にもお知らせいただいて、そしてどの方面から考えてもこれは最良であるというそういう形の中でぜひ住民にも説明をし、提案をして欲しいということであります。

南博方委員長

ありがとうございました。

それでは今出ましたようなご意見も踏まえまして適正な調査というものを行っていただいて、そしてその結果というものを皆様にお知らせすると、情報の公開をするということが皆様の安心感、住民の方々も批判もできるわけですからその線でひとつよろしく願います。

両県で堅実に連携をとってご調査いただきたい、そういう意見だったと思います。

次に進めさせていただきますが、次の議題(3)④汚染の除去と汚染拡散防止対策に係る社会的課題の対策について、⑤の排出事業者責任追及と⑥の費用財源補填を関連いたしますので資料5から7について一括説明をお願いいたします。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

資料5について緊急課題の社会面として我々は合同会議で4つ考えております。

1つは事業実施主体、

2つ目が排出事業者等の責任追及、

費用の財源補填方法それから住民参画と4つを考えておりますけれども今回の第1回目の検討委員会では2と3についての意見を伺いたいと思います。

この2も3も非常に範囲が広い議論になりますので継続的に検討されているいろいろとご提言いただきたいと思っております。

それでは資料6のほうの2の排出事業者責任の追及という資料についてご説明いたします。

排出事業者の調査状況であります青森県としては、三栄化学工業から提出されている報告書、これに基づきまして排出事業者リストの作成それから廃棄物の種類とかそういった調査は終わっております。

ただ現在、徴収した帳簿、台帳、いわゆる報告徴収以外の三栄化学工業関係のリストを作成して種類とか量を分析中でございます。

一方、岩手県のほうは排出事業者が判明したものについては廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行っております。

その殆どが結果的に縣南衛生が焼却処分のために受入れた廃棄物であります。

現在、縣南衛生から提出されたマニフェストなどについて分析を進めている状況でございます。

個々のいわゆる排出事業者に対する責任というものはこれは検討課題のところに書いてありますけれども原因者がそういう今の状況で資力が不十分になった場合には代執行ということも考えられるのですが、排出事業者に対する措置命令、費用請求をしなければならぬということであれば、課題として次の3つが挙げられると思います。

ひとつは措置命令の対象とする根拠これをどうすればいいか、これは一般的にはマニフェストとか契約書こういうものによって、委託基準違反がないかということを確認することになりますけれども、これらの書類が保管されていない場合、これらの証拠書類として変わるものとしてなにかあるのだろうかということが1つでございます。

その次の措置命令の対象とする範囲はどこまでとするのかということでございますが、なにか基準を設定して責任追及を対象とする事業者と対象としない事業者をわけていかなければならないのだろうかということでございます。

縣南衛生と三栄化学工業に処理を委託した排出事業者すべてに責任を問えるのかということでございます。

それから3つ目には当然代執行をすれば費用の負担が生じますので費用の捉え方、費用をどういう具合に算定するのか、ということは、それぞれ関った度合いが違ふと思います。

従いまして例えば原状回復に要した費用について各事業者にどのように振り分けるのかあるいは中に入っているものがわかればいいのですが、わからない場合どういう按分をすればいいのか、それから排出事業者だけではなくて運搬だけしましたというような時にもそれに対して費用請求の算定方法というのはどういう方法があるのか、こういうような大きく分けると3つの問題をクリアしていかないと、なかなか排出者責任というものの追求というのは難しいのではないかとこの点についてご検討していただきたいと、そしてご提言をいただきたいと思います。

次のページには参考までに廃棄物処理法に基づく措置命令の解説を載せておりました。

19条の5、19条の6及び費用の求償ということで19条の8、本県の場合は事案に係る措置命令のところ2ページの下の方に書いております。

排出事業者が縣南衛生に処理を委託しそれを縣南衛生から三栄化学に持ってきたもの、

そして不法投棄したものあるいは排出事業者が直接三栄化学に持ってきて、それを不法投棄したものという具合な流れがでてくるのではないだろうか。

こういう状況において先ほど申しましたように 3 つの課題を整理していかないと排出事業者への責任追及するというのはどこで明確にしていけばいいのかどこかで確認をしながら進めていかないと逆に排出事業者に対して言葉は悪いのですけども、公衆の面前にさらしめるといふような状況を招きかねないことが考えられると思います。

以上でございます。

次のほうは築田課長さんからお願いします。

築田幸岩 手県環境生活部資源循環課長

資料 7 についてご説明申し上げます。

費用財源補填方法についてということで、1 つ目の原因者に対する求償これは当然のことでございますし 2 つ目の排出事業者に対する求償の検討は今、鎌田課長のほうからご説明したとおりです。

3 つ目に新たな支援制度の検討というふうにだしていますが支援制度といいますか、というよりも負担制度の創設というような形の検討をいただきたいと考えております。

この事案につきましては青森、岩手両県境を挟んだ土地において首都圏から搬入された産業廃棄物による全国最大規模の不法投棄事案というふうに認識しておりまして県境を越えて広域的に移動した廃棄物が常に不適正に処理される、県が代執行せざるを得ない状況に陥った場合、投棄された県が一方的に経費負担を強いられることが無いように新しい負担制度というものを検討いただきたいと思っております。

これは北海道、東北ブロックの部長会でも昨年度から国のほうに要望しておりますし当県では 13 日に知事が環境大臣のほうに強く要望している件でございます。

以上でございます。

南博方委員長

ありがとうございます。

欠席議員の意見報告と回答を先にしてください。

鎌田啓一 青森県環境生活部環境政策課長

この資料 5 から 7 番目の関係については 1 名の和歌山大学の平田委員から資料 5 の費用負担についてご意見がございました。

だれが費用負担するのか重要な問題である。

ただ原則論を打ち出して検討を長引かせることはリスクを増大させる。  
現状で実施可能な方法を考えることが重要である。  
こういうご提言をいただきました。

南博方委員長

ありがとうございました。  
それでは今の件につきましてご質問ご意見ございましたらおっしゃってください。

笹尾俊明委員

青森県側にお聞きしたいのですが、最初の排出事業者調査の状況のところ、三栄化学工業から報告書のなかで明らかになった排出事業者の全体の不法投棄量に占める割合というのは、どれくらいわかっているのでしょうか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

その中でどれだけが不法投棄されたのか、どれだけが適正に処理されたのかということが非常に難しい状況にございまして、わかっておりません。

笹尾俊明委員

青森で適正に処理されていたものがあるということですか。  
逆に全量が不法投棄されているといえないのでしょうか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

ここは昭和の時代に最終処分場として届けていたものでその時の搬入されたものについては最終処分場の中に投棄されていたと考えられます。

笹尾俊明委員

それは受入れた時期から判断することはできないのですか。

鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長

いま量とかその辺の調査は終わっていますけども、あとそれ以外のものと併せながら整理していけばどのような量であるかがわかるかと思います。

その辺はまだ出していませんので申し訳ございません。

古市徹副委員長

やはりコストの議論は重要だと思いますね。

それで大体どの程度のものなのか、数億なのか数十億なのか、要するに修復するのにどれくらい費用がかかるのか目安ですよ、MAX でこれくらいかかるというものではないのですけども例えば豊島で全量撤去で 40 から 50 万立方メートルで 250 億ぐらいすると単純 82 万立方メートルですと、400 億ぐらいになりますね。

400 億の修復費用をどっから出すか、汚染者、排出事業者に求償するという話は、縣南にしても三栄にしても破産してそれぞれ取れない、そうすると排出事業者から、そして調査するとしても取れる額というものは決まっていると思いますね。

そして次はどうするかといったとき今の法制度ではやはり措置命令、代執行ということで県が代行して支払わざるをえないと思いますね。

そうするとそのお金は本当にだせるかどうかという話になりますね。

そのときに今議論になっているように、元にたどって行って流入県だけでなく流出県まで、また排出事業者がいる県までという話もしておりますね。

そこでどれだけの費用が実行可能なのか、その時に国がどのように関ってこれるのか、その辺の現実論を少し議論しないと本当のところが見えないという気がしますけれども。

田村彰平委員

まず、最初に、検討課題 1.2.3 を出しておられますので、これからまず意見を申し上げたいと思うのですが、

まず排出事業者を措置命令の対象とするということは、まず結論からいうと極めて困難ではないかと、この資料 3 の裏のほうにございますけれども排出業者においては、いくつかの要件をクリアしなければ当然、請求はできないと、

そして今時、措置命令を受けたからといって簡単に払う企業があるはずはないので、それに対する不服の訴訟が出た場合に行政処分の適法性の主張、立証責任というものは当然行政庁にございますから、それに耐え得るだけの中身をもった措置命令を出せるのが問題です。

まず差し当たりは具体的な提案がございませんので 1 つ 1 つのケースを出してもらわないとここで良いとか悪いとか言えないのですが一般的には、かなり難しいのでよっぽどしっかりした資料を揃えてもらわなければならないのではないかと。

それからゴミというのは混ぜん一体となっておりますからね、漫然と原状回復しろというような措置命令は一体出せるのか、人様のゴミまで持っていけという措置命令が出せるはずがないですね。

それから代執行をした場合、その額というのは各排出事業者に按分して割り当てて請求できるのか、その根拠はどうか。

これもおそらく算定困難だと思います。

これは問題に対する答えです。

次に法律を離れて私見を申し上げたい。

岩手県、青森県がこれだけ住民に迷惑をかけ、県自体も苦勞する原因はですね、ゴミというのは関東のほうから来るわけです。

まだご発表がないのですが多分、埼玉、東京のほうから来ております。

そのゴミを岩手、青森の県民の負担でつまり税金で処理するのはおかしいのではないかと。

排出事業者に責任があるとすればそのような不法な処理を許した東京都なり埼玉県にも責任があるのではないか、それらの県にも応分の負担をしてもらうというのが公平の原則に適してるのではないのかという結論になるわけなのです。

そこで我々は県の立場から議論しているのですから 1 つ抜けている視点があるのではないかとということで 1 つの提言を申し上げます。

それは国の公害紛争等処理委員会に被害者の立場から調停を申し立てることはできないかということです。

その場合の相手方というのは排出事業者と、それから、県等ということになるかと思えます。

申立人は、公害による被害を現に被っているもの、又は受ける恐れのあるものが申し立て人になりますけれども、青森県、岩手県の場合は、一方では、廃棄物処理法上の国の機関委任を受けている関係上、申立て人には不相当であり、住民あるいは市町に限定されると思えます。

では、次にどのようなメリットがあるのかということでありまして、訴訟と比較いたしますと、訴訟の場合は法律関係権利関係を明確にして、原因事実を特定しなけりゃならない。

ところが、公害による調停の場合は、被害を受けているという、漠然とした申立でも多分、受理していただけると思う。

ですから厳格な特定を要しない。

それから次に費用負担の面であります。裁判の場合は、全て、原告が一応負担しなければならない。

ところが本件の場合は、調査に莫大な費用がかかる、それを原告が負担して訴えを提起すると、非常に困難である。ところが公害等調整委員会の調停の場合は国の機関でありま

すから、その調査費用は当然に国の予算によって、調査していただける。

そして最後に、調停における勧告でありますけれども、公害紛争処理法の規定による権威のある機関でありますので、都あるいは県、排出業者に対する勧告も、例えば、県の場合は、都とか埼玉県に対してもお願いする、要請するという対等の立場でのお願いでありますけれども、一段上の立場から勧告し、調停をしていただけるというメリットがあるのではないかと。

というわけで、県の立場からでは、ちょっと足りないところを、側面のほうから補う方法があるのではないかとということ、ご提言申し上げたいと。

南博方委員長

ありがとうございます。

大変貴重なご示唆をいただいたと思います。

最初の第一点でございますが、私、昨年、アメリカの廃棄物事情を視察しましたがけれども、廃棄物取引もですね、これは憲法に定める商業、コマースであって、それは自由な取引市場に置かれるべきなんだという考えに沿って、ですから、各州で他州からの搬入を禁止する州法を作りますと、15年前なんですけど、最高裁判所で違憲判決が出ております。

しかし、最近は非常に事情が変ってまいりまして、実は、廃棄物と言うものはそういうふうな自由な取引市場、流通市場におかれるべきものではないんだ、という考え方にたちまして、そういうコマースとしてとらえない。

現に、ニューヨークのゴミが、ニュージャージー、ペンシルバニアに流れていくんですが、今先生がおっしゃいましたように、これはニューヨークが、本来、監督して、そしてニューヨーク州で処理するべきものなの、他州に流れているわけですから、したがってその処理費用の負担というものは、ニューヨーク州が持つべきだ、という考え方ができましてね。

そして、またそのような搬入を禁止しようとする立法だとか

あるいは、搬入の際の税金ですけども、トンあたりいくらということで、税金を課す、ということが今、提案されています。

それから、イギリスでも同じです。ロンドンでも、ロンドンの近郊周辺に廃棄物がずいぶん、たくさん流れているわけですけども、これを禁止しようという、さらにロンドン市の負担において処理するというようなところがでてまいりまして、そういう廃棄物行政の処理を怠っているわけにありますので、そういうものに負担させるというのは、一つのやり方だと、私は考えております。

それから、公害等調整委員会の件は、私は実は平成元年から13年間努めまして、豊島の例を申し上げますと、豊島の調停事件がなぜ、国の公害等調整委員会に申請されたかといいますと、あの場合住民には、法律的には、撤去請求権というのは、ないわけですね、

損害賠償請求権はあります。

多少、まあ、野焼きをしたとか、悪臭があったとか、そういうことで多少の損害賠償を請求できるんですが、あれは金銭的に解決しても何の意味もない事件なわけです。

そういうわけで、法律上、撤去請求権がないということと、それから廃棄物の量・質についての調査に非常な費用負担がかかります。

岩手・青森県でどのくらい費用負担されるのかわかりませんが、あのときは、2億3千6百万円の国費を投じて、調査したわけでごさいます、調停に出す出さないは別といたしまして、そういうこともひとつ考えておく必要があるのではないだろうか、というふうにも思っております。

他に何かご意見ございますか。

中村忠充委員

豊島でできて、なぜこの青森県岩手県県境の不法投棄の問題ではできないんですかという素朴な疑問ですけれども、

先生がたずさわられた経験から、どこが豊島と田子町二戸市に跨る産業廃棄物と違うのかという、250億円というもので10年間で処理すると言われてる豊島の問題と言われてますけれども、それと、どう違うんでしょうか、

青森県の岩手県の廃棄物問題、なぜあそこにできてここでできないんですか。

南博方委員長

それは、私の方がお聞きしたいんです。

南博方委員長

他に何かご意見ございませんか。

時間の関係もございますので、最後の議題(4)として優先検討事項について、総合的意見交換をさせていただきたいと思います。

委員皆様の忌憚のないご意見を、もう既に出尽くしたかと思いますが、もしまだ考えございましたら、是非。

小原豊明委員

これまで何回となく、両県との話し合いに出席させていただきまして、大変感謝しているんですが、今後の進めた方にも関わるんですけれども、両県が、それぞれ調査を



して、今後どうしようかという提案をして、それを専門委員会とかこういう場で検討されて、いろんなご質疑があったりしているんですが、

さっきも、それぞれ両方から出た調査が片側だけであって、十分でないのではかという先生方のお話もでした。

それで、これから進めるにあたって、今まで両県が調査をされたリストとかペーパーを技術的な専門の先生方に見ていただいて、それで、何が不足しているのか、今後これを進めていくためにはこういう調査が不足している。

そのレベルといいますか、どのくらいのレベルのものが必要なんだとか、先生方に示していただいて、それに基づいて両県が、調査をされて、次の対策に進むということが必要ではないかという気がいたします。

それぞれ大変苦勞をされて、いろんな調査をされているのですが、どうもいつも、両県それぞれが説明してですね、それぞれの対策を提案しているということで、やや、やっどひとつになったような気がするのですが、あいかわらず、別々にやっどですね、別々に議論している気がして、しょうがないのです。

だんだんに合同委員会ということでひとつになりつつあると思うのですが、これからの進め方、今日のものもそうなんですが、両県の調査結果なり方法をそれぞれが説明されて、それに対して先生方の質問なり意見が出ているということ、もっと、こう、一体的にならないもんだらうかと、特に、お金のことも大事なんですが、技術的になぜこういう手法で対策を講ずるのかということ、まあ私達、地元によくわかるようにしていただきたいと、再三お願いしているところなんですけれども、そのためにもこの82万立方メートルをどう処理するかということに対して、どういう調査がいいのか、地下水なら地下水の流れについて、さっきボーリングの数が足りるのか足りないのかとかありましたが、先生方に予想いただいてですね、面積なり実態から見れば、このぐらいは必要なのではないかとかという具体的なご指導を先生方に示していただいて、それに基づいて両県のほうで調査されて、そのデーターをきちんと出して、具体的な対策、遮水壁だとか撤去だとかいろいろな方法があるんだと思いますがそういう流れにしていかないと、何か、毎回こういうのが、もし続いたとしても常に半分納得のいかない形で進んでいくのではないかという気がして仕方がないんですけども、そういうことをしていただければ、ありがたいと思います。

南博方委員長

ありがとうございます。

ほかに何か。

古市徹副委員長

今、小原委員のおっしゃったこと、非常に同感であります。

やはり、こういう汚染の現場っていうのは早期に発見すべきであったし、それが少し遅れたのであれば、早期対策をするというのが急がれていることだと思うんですね。

そのためには、誰が責任で、だれに費用を負担するのかという話も重要でしょうけれども、一体としての、客観的に、現場の汚染状況を把握するという一番重要ですよ。その上で、適切な対策を取るといようなことだと思うんですね。

そうしましたらその両県で今までやられた、地形、地質、地下水、廃棄物の分布状況、等、一旦マップに両県統一して落としてみればいいんですよ。

そしたらどこが抜けているのかというのが一目瞭然なんですよ。

今日ちょっとお聞きしていて、青森県というのはなぜ、こう、うまく、説明できないんだろうなという。

もう一年以上も調査一杯しているんですよ、

そういう意味では空中探査もやってるし、高密度電気探査で汚染している現場の状況というのはすごくわかっているんですよ。

廃棄物がどのくらい存在するかということもわかっているんですよ。

地下水がどう流れているのかも想定しているんですよ。

しかし、それを出していない。

だから、もう、ボーリングがどうなっている、ボーリングもずいぶん、やっておられるのですね。

だから、そういうアンバランスな所があるので、その誤解が生じている面がございますので、やはりひとつの絵の中にすべてを書き込んで、足りないところを補っていく、一番大事なことは、周辺に環境に、汚染を拡大しないこと、被害を生じさせないこと、だと思うんですよ。

そのためにこの委員会というのは一丸となって、これは非常に難しい、2つの自治体が関わってますので、難しいと思いますが、やはり、住民の立場に立って、汚染は一つだと、対策は一つだということで、やっていけるような、委員会の運営の仕方を少し考えていただけないかなと。

ですから、場合によったら、実行ワーキングみたいなのも必要でしょうし、開催回数もたくさん必要かもわかりません。

もっと住民の方々のご意見を聴く機会をもつ必要があるかもわかりません。

そういう、形式でなく実態が伴う、運営の仕方を是非考えていただきたいとおもいます。

佐々木俊介委員

この事案の抜本的な解決を早急に図ることが基本だと思うんですが、もうひとつ、重要なことはですね、今も委員長のお話もありましたし、田村委員のお話もありました、

中 村委員のお話もありましたので、少し安心はしましたけれども、やはりこの場所の問題を解決すればいいというだけの問題じゃないわけですね。

廃棄物をどうするかというのは、日本の社会の全体の問題であるので、国の支援を仰ぐという姿勢ではなくて、もっと積極的に国に対して、全国に対してアピールする、強い意志をもって働きかけるという姿勢で、この委員会の議論を僕はしていくべきだと、あくまで、地域が苦しんでいるから国に助けてというのではなくて、このままだと日本の社会全体が駄目になっちゃうんで、こういうことを是非、国としてあるいは全国として考えて、仕組みなりシステムなりを作っていこうというような働きかけを是非していきたいというふうに思います。

中村忠充委員

賛成です。

笹尾俊明委員

今のお三方と繰り返しになるのですが、

最終的には国に対して訴えかけていくということまでやはりくると思うのですが、その前に我々の側の意思統一が重要でして、残念ながら最初の時点で、技術的な最適といわれる方法と住民が納得する方法とあるいは費用面で一番いい方法と違う場合が多いわけですね。

それをやはり行政が中心となつてうまく説明していかないと、なかなかまとまらないんじゃないかと思います。

そういう意味では確かに技術面では、技術ワーキンググループその中で検討していただいて、それは非常に重要なんですけども、その中で誰か、わかりやすく住民なり一般の人に説明していかないと非常にわかりにくい、陰でなにやっているのかわからない悪いイメージそういうのを徹底してやってもらいたい。

費用面で話がぼつりぼつりと出てきますけど、やはり最終面で費用というのは重要ですから、その費用の中でも初期費用として施設を作るのにこれくらいかかる、中村委員がおっしゃったように、ランニングコストっていうので、何年、どれくらいの費用のくらいかかるかというのが重要となってきますので、できる限り早い段階で、示していただきたいなと思います。

中村忠充委員

国の支援ということについてであります、手前共、この問題が惹起をしてからですね、

国会議員の先生方あるいは、地方議員の県議員の先生方等の視察が続いております。

額面どおりに受け取るわけじゃありませんが、衆議院の先生方、各党派すべて現地を視察されました。

その中で、口々に私共に言ってくれることには、国の責任でこれを是非、処理します。これを聞いた住民はこれは、絶対に有額回答だと、県の方では、与えられた予算をベースにして、当面の視察というのを考える、あたりまえの話ですが、そうではなくて、早く総額とかそういうものを出していただいて、そして、国に対してもやはり自然回復というものにこれだけ銭がかかるんだとこういうことを全体として取り組んでいく必要があるのではないかと、強く感ずるのであります。

厚生大臣をやられた先生が青森県選出の議員の中にいらっしゃるわけですが、廃掃法の改正にも立ち会ったという、

しかも当人は、基金ですか、いわゆる処理基金センターですか、そういうものに深く関わっているというのもあって、我々が聞いておりますと、かなり、力強い支援というのを感ずるわけです。

まあ額面どおりにとることはないにしても、そういうふうに既に地ならしができているのではないかという感じがするわけです。

ですから、空手形として終わらないためにも、住民、先生方の支援が是非必要だと、やはり環境省の方も委員でおられるわけですが、各党の国会議員さんが、会見をしたその回答といいますか、あるいは国会での答弁を聞いていますとこれを新しいケースとして、やっていきたいと前向きな姿勢を示しているわけですから、やはり国会議員の答弁を聞くと我々やると思うわけですよ、

ですから環境省、国の方々おられるわけですが、是非、田子町、岩手県との不法投棄問題について、きれいな解決をお願いしたい。

そうふうをお願いをしておきたいと思えます。

粕谷明博委員

今お話がありましたように私共環境省としても、青森県岩手県と一緒にあって、対策に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

ひとつ、田村先生の方からも、排出事業者の責任を追及するのは相当難しいというご指摘でございました。

私共十分承知しておりまけれども、まず、その辺をしっかりとやっていきたいと思っております。

排出事業者の責任を追及していくこととなると、排出元の首都圏の県だけでなくもうすこし広がりがあるかもしれませんが関係する都県の行政とも連携していかなきゃいけませんし、そういったところ、私共間に入って、関係都県と青森岩手両県交えて、どう対策を

とっていかとういうことを積極的にやっていきたいと思っているところであり、

それから、また、国会議員の先生方のお話が住民の方からありましたけれども、私どもよくお話を伺っているところでもあります。

盛り上がりの中で、政治の力というのを、そういった方から、どのように発揮されていくのか、そういうところも、国会の先生方とよく連携をとりながら、うちとしても対応していきたいと考えているところでございます。

中村隆一委員

わざわざ、この田子町まで、足を運んでくださいました、委員の諸先生方に感謝を申し上げたいと思います。

私が東京で申し上げたのが、まず第一番に、会議というものは、公開でやってもらいたい、さらには、もっとも関心を強く持っている住民というものの身近な場所で会議をもってもらいたいということをしやべって参りました。

こうして田子町で開かれて、大変その意味ではありがたく感じております。

そしてこのような実態というものを、住民の多くの集まった人方が、目の当りにしたことによって、それは、大きな、物事に対しての理解というものが得られたんであろうとも思っております。

そういうなかで委員長さんが言われました。

住民というものは安心というものがあるという。

やはりそれはいい、我慢もできることになるのでは、いつも、そんなことを私も考えております。

何とかして最終テーマ、そうでなかったら最終的に到達する目標というのはいったい何なのか、立場は立場としてなかなかいいにくい部分もあると思います。

だが、目標は目標として、はっきりおっしゃってもらえないか、それに向かつての対策というのを、講じてもらえるならば、私は、理解がより深まり、より安全な対策というものが取られるのではないかな、そう考えております。

さらに、私どもは、県の方の考え方というものをよくこうして聞いております。

封じ込めから囲い込み、というふうなものが入って参りました。

それは私が考えるという、こんなに専門の立派な諸先生方がおられるわけでございます。

専門委員会というものも確かあるはずでございます。

いかにしてこのような手法というものが、編み出されてきたのかな、そういう点を考えているという、何かしら、合同会議なり、専門委員会というのが、はっきりした、機能というのが生かされておらないのではないのかな、そういうふうな考えを持ちますが、それは私の一人の考え方なのかもわかりません。

県の案をだすというのは、それはそれで、いいのかもわかりません。だが、最終テーマなり、最終目標なりを設定しながら、それに向かってどうあればいいのかということ、私は、皆の力で考え出しながら、その手法というものが編み出されるならば、よりよいものがでてくるのでは、そして二戸の市長さんも言われました。

現場は一つ。なんとかして、青森県、岩手県、そういうものではなく、ひとつの共通な場で物事の考えを出していただきたいものだな。

ということは、東京でも申し上げたものでございます。

こうして合同会議というのをもっていただいております、十分生かされてると思います。もっと、それぞれの考え方、その手法というものがあまり変わらないような方法で行くならば、より理解が深まっていくのではないかと、理解だけでは物事が解決しないと思います。でも、そういうふうな総意のもとでの手法というのが編み出されていくと、解決というものが、より迅速に確実に、有効なものになっていくのではないかと、考えています。

勝手なことを申しましたが、ほんとうに、このようにして、現場の近くで開催されましたことに、心から感謝申し上げます、一言意見を言わせていただきました。

南博方委員長

ありがとうございました。

今日は大変活発にご議論いただき、また非常に有益なご意見を頂戴しまして、委員長として喜びにたえないところでございます。

20世紀は大量生産、大量消費、大量廃棄社会で、いわば、その排泄物というべきものが廃棄物だと思うんです。

20世紀のいわば最後の公害である廃棄物問題を解決しないで、20世紀は終わらない、21世紀には入れないとすら考えているわけでございます。

今回は、青森・岩手県境の不法投棄事件が発生いたしまして、これは豊島を上回る日本一の廃棄物量に関する事件でございますが、これについて青森と岩手の両県でもって合同で検討委員会を開いて、そして対策並びに環境の再生措置を講じていこうということは、まことに画期的なことだと思います。

是非、合同委員会を成功させたいと思います。

廃棄物の浄化と環境の再生という意味では、青森県と岩手県共に一致しているわけでして、そこに至るひとつのテクニック、方策というものについては、多少の差はあると思いますが、そこは、必ず調整できると、私は信じております。

それから、また、その後の排出事業者の責任、あるいは、費用負担の問題などもですね、これは、その前提として、やはり、両県合同あるいは、緊密な連携のもとに、適正な調査を進めていただいて、それから、また、調査というのは、技術的な調査だけではございません。

その都度、住民への情報の開示だとか、調査の現場への参加、立入、そういう手続きもとり入れてふうなものもしていただく必要があると思いますね。

そういうことによって、住民の方々の理解と強力が得られる。そして、安全性のみならず、そういう安心感というものが醸成されるんじゃないかと思います。そういうほうこうで、是非この合同検討委員会というものを成功させたいと考えております。

本日は、議事進行にあたりまして、皆様の大変なご協力をいただきまして、ありがとうございました。

豊川精三青森県環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長

それでは、最後にあたりまして、閉会のあいさつといたしまして、岩手県環境生活部長、時澤部長をお願いします。

時澤忠岩手県環境生活部長

委員の皆様方、長時間にわたりまして、また大変ご熱心なご議論をいただきまして、また、貴重なご意見をたくさんいただきましたことに対して、心から御礼申し上げたいと思います。

いただきましたご提言につきましては、両県、連携をさらに緊密にいたしまして、実施してまいりたいと思っております。

また中でも、今後必要な調査もありますし、今までの調査につきましても、両県でさらにすり合わせをする必要もあると存じておりますので、そういったことをしながら、次回また、皆様方に提出して、ご意見をいただきたいと考えております。

私共が目指しておりますのは、やはり環境の再生であり、住民の皆様の安心・安全の確保だと考えております。

いろんな面で技術的・専門的な部分があると思いますけれども、住民の皆様に、わかりやすい説明を特にも心がけて参りたいと思っております。

早期解決に向けまして、両県で力を合わせて参りたいと考えておりますので、委員の皆様方、また地元住民の皆様方、今後とも、是非、一緒になって、解決に向けて、お力添えをお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

豊川精三青森県環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長

以上をもちまして、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を閉会いたします。